

各 地 方 総 監 殿
大 湊 地 区 総 監

海上幕僚監部総務部長
(公 印 省 略)

艦船の検査・修理等に係る契約の処理要領について（通知）

標記について、別紙のとおり通知する。

なお、令和7年3月24日以降契約するものから適用し、艦船の検査・修理等に
係る契約の処理要領について（通知）（海幕経第473号。令和5年7月27日）は
同日をもって廃止する。

関連文書：1 海幕経第248号（令和2年3月30日）

2 海幕経第174号（令和7年3月24日）

添付書類：別 紙

写送付先：第4術科学学校長

補給本部長

艦船補給処長

各造修補給所長

艦船の検査・修理等に係る契約の処理要領について

1 目 的

艦船の定期検査、年次検査及び修理等（以下「検査・修理等」という。）に係る契約の処理要領について、必要な事項を定める。

2 適用範囲

検査・修理等に適用する。

3 処理要領

関連文書 1 別冊第 1 に基づくほか、本通知の定めるところによる。

(1) 造船所が実施する検査・修理等（以下「造船所工事」という。）

ア 各契約担当官等は、海上幕僚監部総務部長から別途示される指名リスト（以下「指名リスト」という。）に掲載された造船所に対し、本号イに規定する参加意思確認手続に必要な期間を勘案した適当な時期に、付紙第 1 及び付紙第 2 を標準として当該年度に予定する艦船の検査・修理等の時期等を通知する。

なお、造船所に通知する内容は、指名リストに記載された内容のうち、当該造船所に関係する部分に限定する。

イ 各契約担当官等は、本号アに規定する通知に併せて、当該造船所に関係する個々の艦船の検査・修理等について、参加意思の確認を行う。

ウ 各契約担当官等は、本号イに規定する参加意思の確認の結果により、個々の艦船の検査・修理等に対し、参加意思のある造船所を指名する。

エ 入札日（随意契約においては、契約相手方決定日）までに参加意思を示していなかった造船所から参加を希望する旨の通知があった場合、契約担当官等は、当該造船所を指名するものとする。

オ 入札日（随意契約においては、契約相手方決定日）までに参加意思を示していた造船所から辞退する旨の通知があった場合、契約担当官等は、辞退理由を書面で聴取して分析等を行い、以後の契約手続に資するものとする。

カ 入札日までに参加意思を示していた造船所から辞退する旨の通知があり、1 者を残し全て辞退した場合、契約担当官等は、本号クの規定により随意契約によることができる。

キ 入札日（随意契約においては、契約相手方決定日）までに参加意思を示していた造船所から辞退する旨の通知があり、全者辞退した場合、契約担当官等は、本号オに規定する分析等を踏まえて履行期間の変更の可否等を検討し、指名競争の実施の可能性を追求する。

ク 公募手続及び参加意思確認の結果、次の場合は会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第4項に基づく随意契約によることができる。

なお、関連文書2に基づく申請が必要な契約については、その都度速やかに申請する。

(ア) 個々の艦船の検査・修理等において、参加意思のある造船所が1者しかない場合

(イ) 参加意思のある造船所が2者以上あったが、入札日までに1者を残し全て辞退した場合

(ウ) 警備区域内（本要領における「警備区域」とは、関連文書1別冊第1第2項第6号に定める警備区域とする。以下同じ。）に受注可能な造船所が1者しかない場合

(エ) 特殊な仕様又は施設的な理由若しくは技術的な理由により受注可能な造船所が1者しかない場合

(オ) 就役後初めての年次検査において、これと同一時期に艦船建造請負契約による保証工事を建造造船所で行う必要がある場合

ケ 本号アで通知した内容に変更がある場合、契約担当官等は、変更内容に係る造船所に再度通知するとともに、改めて参加意思の確認を行う。

(2) 専門業者が実施する検査・修理等（以下「専門業者工事」という。）

ア 原則として、指名リストによるものとする。

イ 専門業者工事を造船所工事と同一時期に実施する場合は、次のとおりとする。

(ア) 専門業者工事の契約方式は、原則として契約対象ごとに決定し、個別に契約する。

(イ) 個別に契約せず、一括して契約した方が総合的に有利な場合又は次の諸条件を検討し、やむを得ないと判断される場合においては一括し、造船所工事の契約とは別に、受注造船所と契約する。

a 技術上の見地から、陸上運転、係留運転及び試験のみでは艦船装備又は搭載後の性能の判定が困難な場合

b 技術上の見地から、他の搭載武器等と連動作動させることにより初めて性能の確認が可能と認められる場合

c 専門業者工事と他の工事との担保責任の帰属が明確でなく、かつ保証工事の円滑な実施が困難と判断される場合

d 企業間の工程管理、利害関係、便宜供与等について調整困難と判断される場合

4 その他

(1) 入札日は、造船所等が見積作成に必要な時間に配慮しつつ、可能な限り早期に設定する。

- (2) 各契約担当官等は、警備区域内の造船所を対象として、必要に応じ、当該造船所の同意を得て、操業度、ドック繰り等について、現場視察、ヒアリング等の調査を行い、以後の契約に係る資料の収集を行うものとする。また、事前辞退があった場合、その理由に関する事実確認を行うものとする。

なお、この際、技術的な助言を得る等の必要がある場合は、造修補給所等に必要な協力を依頼するものとする。

(検査・修理時期等の予定の配付に係る通知の具体例)

発簡番号
年 月 日

〇〇造船株式会社
〇〇事業所長 〇 〇 〇 〇 殿

海上自衛隊〇〇地方総監部
経理部長 〇 〇 〇 〇

〇〇年度自衛艦の検査・修理時期等の予定の配付について（通知）

標記について、下記のとおり実施するので通知します。

記

1 日 時
令和〇〇年〇月〇〇日（〇） 〇〇：〇〇

2 場 所
海上自衛隊〇〇地方総監部入札室

3 その他
当日配付する通知受領後、可能な限り速やかに個別の艦艇ごとの検査、修理等
に係る参加意思の有無について御検討くださいますようお願いいたします。

(通知資料の具体例)

別紙「注意」
発簡番号
年 月 日

〇〇造船株式会社
〇〇事業所長 〇 〇 〇 〇 殿

海上自衛隊〇〇地方総監部
経理部長 〇 〇 〇 〇

〇〇年度自衛艦の検査・修理時期等の予定について（通知）

標記について、別紙のとおり通知します。

本通知受領後、別紙に示す区分ごとに速やかに参加意思の有無について御検討いただき、その結果を〇〇年〇月〇日までに御回答いただきますようお願いいたします（記入例は添付資料3のとおりです。）。また、回答内容に変更が生じた場合は、変更内容及びその理由を速やかにお知らせください。

なお、本通知によって知り得た内容については、保全上の措置を講ずるとともに、第三者に漏えいすることのないようお願いいたします。

- 添付書類：1 別 紙「注意」
 2 参加希望書
 3 参加希望書（記入例）

注：属紙様式第1（作成に際しては属紙様式第2を参照）を別紙として、属紙様式第3を参加希望書として、属紙様式第4を参加希望書（記入例）として、それぞれ添付する。

「注意」
別紙

検査・修理予定表

[illegible]

(作成例)

「注意」
別 紙

検査・修理予定表

艦種	艦 名	開始時期	終了時期	区分	備 考
DDG	〇〇〇〇	〇月下旬	〇月中旬	定検	BMD改修
MSC	〇〇〇〇	〇月上旬	〇月下旬	年検	
MSC	〇〇〇〇	〇月上旬	〇月下旬	年検	
AOE	〇〇〇	〇月上旬	〇月下旬	年検	
DD	〇〇〇〇	〇月上旬	〇月中旬	定検	
DD	〇〇〇〇	〇月中旬	〇月上旬	年検	
SS	〇〇〇〇	〇月下旬	〇月中旬	定検	

注： 本検査・修理予定表の内容はあくまで予定であり、確定しているものではありません。

なお、大幅に変更する場合は別途通知します。

年 月 日

海上自衛隊〇〇地方総監部
経理部長 〇 〇 〇 〇 殿

〇〇造船株式会社
〇〇事業所長 〇 〇 〇 〇

参 加 希 望 書

標記について、下記のとおり回答します。

記

1 入札参加希望

艦種	艦 名	区分	参加希望	備 考

2 参考事項

(記入例)

年 月 日

海上自衛隊〇〇地方総監部

経理部長 〇 〇 〇 〇 殿

〇〇造船株式会社〇

〇〇事業所長 〇 〇 〇 〇

参 加 希 望 書

標記について、下記のとおり回答します。

記

1 入札参加希望

艦種	艦 名	区分	参加希望	備 考
DDG	〇〇〇〇	定検	有	
MSC	〇〇〇〇	年検	有	2 (1) 参照
MSC	〇〇〇〇	年検	有	2 (1) 参照
AOE	〇〇〇	年検	有	
DD	〇〇〇〇	定検	無	
DD	〇〇〇〇	年検	有	2 (2) 参照
SS	〇〇〇〇	定検	有	

2 参考事項

- (1) MSC〇〇〇〇とMSC〇〇〇〇は、修理時期が重複しております。弊社にはMSC型を受け入れ可能なドックは第〇ドックのみであり、同時期に2艇の受け入れは困難な状況が予想されます。よって、入札の結果により、1艇は辞退する可能性があります。
- (2) DD〇〇〇〇年次検査については、艦艇を含めて修理船舶の多い時期であり、状況によっては入札に参加できない可能性があります。